

放課後児童クラブの状況

(H25.5.1)

No.	登録児童数	専用面積	
		活動場所面積	児童1人あたり
1	25人	60.0㎡	2.40㎡
2	48人	45.0㎡	0.94㎡
3	38人	58.0㎡	1.53㎡
4	28人	50.0㎡	1.79㎡
5	17人	149.8㎡	8.81㎡
6	63人	137.2㎡	2.18㎡
7	24人	25.0㎡	1.04㎡
8	28人	27.0㎡	0.96㎡
9	46人	82.0㎡	1.78㎡
10	39人	407.5㎡	10.45㎡
11	43人	407.5㎡	9.48㎡
12	34人	72.0㎡	2.12㎡
13	40人	61.0㎡	1.53㎡
14	66人	171.0㎡	2.59㎡
15	31人	106.0㎡	3.42㎡
16	56人	75.7㎡	1.35㎡
17	30人	119.2㎡	3.97㎡
18	42人	53.4㎡	1.27㎡
19	59人	80.0㎡	1.36㎡
20	48人	86.4㎡	1.80㎡
21	16人	29.1㎡	1.82㎡
22	23人	138.0㎡	6.00㎡
23	39人	159.4㎡	4.09㎡
24	43人	159.4㎡	3.71㎡
25	52人	109.0㎡	2.10㎡
26	40人	154.0㎡	3.85㎡
27	39人	528.5㎡	13.55㎡
28	46人	106.0㎡	2.30㎡
29	23人	46.0㎡	2.00㎡
30	15人	46.0㎡	3.07㎡
31	2人	69.3㎡	34.65㎡
32	20人	267.0㎡	13.35㎡
33	59人	528.0㎡	8.95㎡
34	13人	30.2㎡	2.32㎡
35	4人	79.5㎡	19.88㎡
児童センター児童クラブ			
36	104人	46.0㎡	0.44㎡
37	159人	27.0㎡	0.17㎡
38	34人	47.2㎡	1.39㎡
39	48人	31.1㎡	0.65㎡
40	24人	55.0㎡	2.29㎡
41	71人	53.0㎡	0.75㎡
42	29人	49.7㎡	1.71㎡
43	59人	41.4㎡	0.70㎡
44	81人	24.9㎡	0.31㎡

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る国の示す基準と盛岡市の現行基準

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」)	備考
事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮，人格の尊重</li> <li>・地域社会との交流及び連携，児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明</li> <li>・運営の内容についての自己評価，結果の公表</li> <li>・放課後児童健全育成を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備について，採光，換気等利用者の保健衛生及びこれらに対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと</li> <li>・消化用具，非常口その他非常災害に必要な設備の設置，非常災害に対する具体的計画の策定，訓練の実施等</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブは，事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち，自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること</li> <li>・防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し，定期的に避難訓練等を実施すること</li> </ul>	
職員の一般要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと</li> <li>・常に自己研鑽に励み，児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない</li> <li>・放課後児童健全育成時事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）の職員に対し，その資質向上のための研修の機会を確保すること</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童指導員の資質の向上のために積極的に研修を実施し，または受講させること</li> </ul>	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」)	備考
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び及び生活の場としての機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置</li> <li>・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと</li> <li>・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと。（ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</li> <li>・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童のための専用の部屋又は専用スペースを設置し、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること</li> <li>・児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。</li> <li>・静養スペースを設けること。</li> <li>・施設・設備の衛生及び安全確保</li> </ul>	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」)	備考
従事するもの・員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと</li> <li>・放課後児童支援員の数は、単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること</li> <li>・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>・高等学校を卒業した者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市長村長が適当と認めた者</li> </ul> </li> <li>・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</li> </ul>	従	<p>放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設を卒業した者</li> <li>・保育士</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者</li> </ul>	
集団の規模	<p>支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、支援の単位を構成する児童の数（児童の集団規模）は、おおむね40人以下とすること</p>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の規模は、おおむね40人程度までとすることが望ましい。</li> <li>・1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。</li> </ul>	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」)	備考
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の国籍，信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止</li> <li>・職員の利用者に対する虐待等の禁止</li> <li>・利用者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水についての衛生管理</li> <li>・感染症又は食中毒の発生，まん延の防止</li> <li>・必要な医薬品その他の医療品を備え，管理すること</li> <li>・放課後児童健全育成事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること</li> <li>・職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備</li> <li>・職員の秘密漏洩の禁止</li> <li>・利用者又はその保護者からの苦情対応窓口の設置等</li> <li>・市町村から指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行うこと</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人権尊重と個人差の配慮</li> <li>・体罰等々の禁止</li> <li>・保護者との対応・信頼関係の構築</li> <li>・個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護</li> <li>・感染症等の発生時の対応について，放課後児童クラブとしての対応策を作成すること</li> <li>・要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者への周知及び苦情等への迅速な対応</li> </ul>	
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間について，小学校の授業の休業日については1日8時間以上，休業日以外については1日に3時間以上を原則として，放課後児童健全育成事業所ごとに定めること</li> <li>・開所日数について，1年間につき250日以上を原則として，放課後児童健全育成事業所ごとに定めること</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間については，子どもの放課後の時間帯，地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること</li> <li>・休業日等については8時間以上開所すること。</li> <li>・新1年生については保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること</li> </ul>	
保護者との連絡	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり，支援の内容等について，保護者の理解及び協力を得るよう努めること	参	保護者会等の活動について支援・連携し，放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めること	
関係機関との連携	市町村，児童福祉施設，利用者の通学する小学校等関係機関を密接に連携した利用者支援	参	学校，保育所，幼稚園，地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携	
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生した場合の市町村，保護者等への連絡等</li> <li>・賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償</li> </ul>	参	事故やケガ防止や発生時の対応マニュアルの作成	
経過措置	施行日から平成32年3月31日までの間は，放課後児童支援員の資格について，都道府県知事が行う研修を修了した者に，平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること	-	規定なし	